

東日本大震災からの復興を支援する東京三弁護士会会長声明(二年を経過して)

東日本大震災から2年を経過したが、全国47都道府県、1,200以上の市区町村に被災者約315,000人が避難し、そのうち9,000人余の避難者が東京都に居住していると言われている。特に原発事故による避難者の大多数はもとの住所に戻る見込みさえ立たない状況にある。

東京三弁護士会は、2011年度に引き続き、震災からの復興支援を最重要課題として、電話相談、都内避難者向け相談、原子力損害賠償支援機構の相談等に全力を挙げて取り組んできた。特に原子力損害賠償支援機構の相談には2012年11月末日現在延べ1,312人の会員が参加し、福島県下等の説明会、相談会の実施に協力してきた。

更に、東京三弁護士会は、会員に被害区域見直しに伴う各地の情報を提供し、また原子力損害賠償請求に関する新たな法的知識について研鑽する機会を設け、より質の高い支援活動が行えるように心がけている。

他方、原子力損害賠償請求のADR機関である原子力損害

賠償紛争解決センターにおいては、事件処理の滞留が問題視されたことから、東京三弁護士会は事案の調査にあたる調査官を追加募集し、昨年同時期の40人体制から124人まで増員し、現在もさらなる募集活動が続けている。これにより、ADR手続が迅速化し、被害者の救済がなお一層促進されることを期待するものである。

東京三弁護士会は、いまだ復興の姿さえ見えないとされる被災地の諸課題の解決に向けて叡智を結集して取り組むとともに、長期の避難生活に苦しむ被災者の心に寄り添いながら、全力を尽くして支援活動を行っていくことを改めてここに宣言するものである。

2013年3月14日

東京弁護士会 会長 斎藤 義房
第一東京弁護士会 会長 横溝 高至
第二東京弁護士会 会長 橋本 副孝

成年被後見人の選挙権を剥奪する公職選挙法11条1項1号を違憲無効とした東京地裁判決に関する会長談話

昨日、東京地方裁判所民事第38部（定塚誠裁判長）は、成年被後見人の選挙権を剥奪する公職選挙法11条1項1号を違憲無効とし、「原告が、次の衆議院議員の選挙及び参議院議員の選挙において投票をすることができる地位にあることを確認する。」とする判決を言い渡した。

本件訴訟においては、「成年被後見人は選挙権を有しない」とする公職選挙法11条1項1号の規定の合憲性が争点となっていたが、本判決では、同規定が憲法15条1項及び3項、43条1項並びに44条ただし書に反し違憲であると明確な判断を下した。

本判決は、選挙権の重要性を吟味した上で、成年被後見人から選挙権を剥奪するには、平成17年大法院判決と同様「やむを得ない事由」がある場合、すなわち成年被後見人から選挙権を剥奪することなしには、選挙の公正を確保しつつ選挙を行うことが事実上不可能し著しく困難であると認められる場合に限られるという判断基準を示した。

そして、成年後見制度の理念や、成年被後見人であっても

選挙権を行使できる人が少なからず存すること、仮に成年被後見人に選挙権が与えられた場合についてもその行使に伴う弊害が見いだしがたいこと、及び国際的な潮流などを考慮した上で、成年後見制度を借用し、一律に選挙権を奪うことはやむを得ない事由とはいえないと判断した。

本判決は、議会制民主主義の根幹をなす選挙権の重要性や成年被後見人の利益を守るための制度であるという成年後見制度の趣旨を正確に踏まえた妥当な判断であり、司法の果たすべき役割をまっとうしたものと積極的に評価することができる。

当会は、被告である国に対して、本判決に対する控訴を差し控えるよう強く求めると共に、選挙権という重要な権利についての司法判断を尊重して早急に成年被後見人の選挙権を回復するための法改正に着手することを求めるものである。

2013年3月15日

東京弁護士会会長 斎藤 義房